

表13-4-d 国有林直轄治山事業等に係る事前評価の結果一覧

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

1 直轄事業
 (1) 国有林直轄治山事業

整理 番号	都道府県	事業実施主体		事業名	事業実施地区名		総便益 (千円) B	総費用 (千円) C	分析 結果 B/C	チェックリスト														備考									
										I 必須事項					II 優先配慮事項																		
										1	2	3	4	5	1 有効性			2 効率性		3 事業の実施環境等													
															(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)					(5)							
1	宮城県	東北局	宮城北部森林管理署	復旧治山	一迫川上流	いちさはまがわじょうりゅう	13,433,774	5,998,748	2.24	○	○	○	○	○	A	A	-	A	A	A	-	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	
2	宮城県	東北局	宮城北部森林管理署	復旧治山	二迫川上流	にはまがわじょうりゅう	14,309,483	7,335,233	1.95	○	○	○	○	○	A	A	-	A	A	A	-	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	
3	宮城県	東北局	宮城北部森林管理署	復旧治山	三迫川上流	さんはまがわじょうりゅう	5,529,322	1,593,758	3.47	○	○	○	○	○	A	A	-	A	A	A	-	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	
4	岩手県	東北局	岩手南部森林管理署	復旧治山	磐井川上流	いわいがわじょうりゅう	7,063,280	3,480,679	2.03	○	○	○	○	○	A	A	-	A	A	A	-	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	
5	岩手県	東北局	岩手南部森林管理署	復旧治山	胆沢川上流	いさわがわじょうりゅう	2,561,318	863,224	2.97	○	○	○	○	○	A	A	-	A	A	A	-	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	C	

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

1 直轄事業

(2) 民有林直轄治山事業

整理 番号	都道府県	事業実施主体		事業名	事業実施地区名		総便益 (千円) B	総費用 (千円) C	分析 結果 B/C	チェックリスト																備考				
										I 必須事項					II 優先配慮事項															
										1	2	3	4	5	1 有効性			2 効率性		3 事業の実施環境等										
										(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)			(5)								
		①	②	③	④	⑤	①	②	③																					
1	宮城県	東北局	宮城北部森林管理署	民有林直轄治山事業	迫川	はさまがわ	33,546,234	15,955,276	2.10	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	B

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

1 直轄事業

(3) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都 道 府 県	事業実施主体	事業名	事業実施地区名	総便益 (千円) B	総費用 (千円) C	分析 結果 B/C	チェックリスト																	備考
								I 必須事項					II 優先配慮事項												
								1	2	3	4	5	1 有効性		2 効率性		3 事業の実施環境等								
													(1)		(2)	(1)	(2)	(3)							
					①	②				①	②	③	④	⑤											
1	北海道	北海道森林管理局 網走西部森林管理署	森林環境保全整備	網走西部森林計画区 あばしりせいぶ	8,908,025	1,891,246	4.71	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	A	A	B	B	A	A		
2	北海道	北海道森林管理局 十勝東部森林管理署	森林環境保全整備	十勝森林計画区 とかち	8,594,750	1,100,231	7.81	○	○	○	○	○	A	A	B	A	A	A	A	B	B	A	A		
3	青森県	東北森林管理局 下北森林管理署	森林環境保全整備	下北森林計画区 しもきた	12,605,858	3,000,235	4.20	○	○	○	○	○	A	A	B	A	A	A	A	B	B	A	A		
4	岩手県	東北森林管理局 岩手北部森林管理署	森林環境保全整備	馬淵川上流森林計画区 まぶちかわじょうりゅう	7,675,791	2,239,321	3.43	○	○	○	○	○	A	A	B	A	A	A	A	B	B	A	A		
5	宮城県	東北森林管理局 宮城北部森林管理署	森林環境保全整備	宮城北部森林計画区 みやぎほくぶ	6,635,410	1,512,366	4.39	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	A	A	B	A	A	A		
6	茨城県	関東森林管理局 茨城森林管理署	森林環境保全整備	八溝多賀森林計画区 やみぞたが	10,808,748	2,976,658	3.63	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	B	A	B	B	A	A		
7	長野県	中部森林管理局 東信森林管理署	森林環境保全整備	千曲川上流森林計画区 ちくまがわじょうりゅう	22,514,867	1,603,053	14.04	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	A	A	B	B	A	A		
8	高知県	四国森林管理局 嶺北森林管理署	森林環境保全整備	嶺北仁淀計画区 れいほくによど	2,949,148	1,381,839	2.13	○	○	○	○	○	B	A	A	B	A	A	A	A	B	A	A		

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

2 独立行政法人事業
水源林造成事業

整理番号	実施地区	事業実施地区名	事業実施主体	総便益 (千円) B	総費用 (千円) C	分析結果 B/C	チェックリスト											
							I 必須事項						II 優先配慮事項					
													1 有効性		2 効率性	3 事業の実施環境等		
													(1)		(1)	(1)	(2)	
1	2	3	4	5	6	①	②	(1)	(1)	(2)								
1	東北北海道整備局	北海道足寄郡足寄町外	森林総合研究所	2,612,571	1,075,480	2.43	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	C	
2	中部整備局	富山県小矢部市外	森林総合研究所	3,145,105	1,064,316	2.96	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	-	
3	近畿北陸整備局	石川県鳳珠郡穴水町外	森林総合研究所	4,375,202	1,673,006	2.62	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	-	
4	中国四国整備局	鳥取県倉吉市外	森林総合研究所	8,723,166	2,834,751	3.08	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	B	
5	九州整備局	福岡県嘉穂郡桂川町外	森林総合研究所	8,283,972	2,182,898	3.79	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	B	

注1: 優先配慮事項のA、B及びCについては、各整備局毎の評価箇所を記載した。

注2: 「-」は、該当なしである。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(1) 民有林補助治山事業

県 番号	都道府県名	番号	事業名	所在地	箇所名	ふりがな	総 便 益 B		総費用 C (千円)	分析 結果 B/C	チェックリスト															備考				
							種類	(千円)			I 必須事項					II 優先配慮事項														
											3					1					2									
											(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)					
01	北海道	1	地域防災対策	奥尻町	赤石地区	あかいし ちく	①	461,922	1,373,837	2.85	○	○	○	○	○	B	-	B	A	A	B	B	A	A	A	-	B	A	B	A
							②	709,816																						
							③	31,710																						
							④	3,422,716																						
							計	3,916,348																						
03	岩手県	2	地域防災対策	一関市	巖美町	げんび ちょう	①	140,547	2,085,049	3.50	○	○	○	○	○	A	B	-	A	B	B	B	A	A	A	C	A	A	C	A
							②	1,237,708																						
							③	938,466																						
							④	6,212,306																						
							計	7,291,319																						
03	岩手県	3	地すべり防止	奥州市	増沢	ますざわ	①	0	839,384	8.78	○	○	○	○	○	A	A	-	B	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A
							②	6,231,273																						
							③	1,141,520																						
							④	370,719																						
							計	7,372,793																						
42	長崎県	4	地すべり防止	松浦市	北平	きたびら	①	0	1,028,148	4.33	○	○	○	○	○	B	-	B	B	B	-	-	A	A	A	-	B	A	-	A
							②	23,078																						
							③	0																						
							④	4,455,004																						
							計	4,455,004																						

便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④災害防止便益)

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業
(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性		2効 率性	3 事業の実施環境等													
									(1)	(2)		(1)	(2)	(3)											
														(1)	(2)	(3)	(4)	(5)							
1	北海道	美瑛町	ビエイチョウ 美瑛町	美瑛町等	①	2,728,029	2,611,931	2.63	○	○	○	○	○	○	B	B	B	B	A	-	A	A	B	B	A
					②	2,258,562																			
					③	1,477,552																			
					④	406,607																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	6,870,750																			
2	北海道	南富良野町	ミナミフランド 南富良野町	南富良野町	①	3,318,099	2,183,607	3.20	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	B	A
					②	2,502,914																			
					③	927,291																			
					④	237,861																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	6,986,165																			
3	北海道	遠軽町	エンガルチョウ 遠軽町	遠軽町等	①	5,088,432	4,008,839	3.70	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	A	A
					②	5,066,195																			
					③	3,930,884																			
					④	761,660																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	14,847,171																			
4	北海道	上湧別町	カミュウベツチョウ 上湧別町	上湧別町	①	2,090,319	2,258,966	2.96	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	A	A
					②	2,440,890																			
					③	1,809,794																			
					④	341,123																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	6,682,126																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。
なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性		2効 率性	3 事業の実施環境等													
									(1)	(2)		(1)	(2)	(3)											
														(1)	(2)	(3)	(4)	(5)							
5	北海道	湧別町	ユウベツチヨウ 湧別町	湧別町等	①	4,880,864	4,911,065	3.41	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A
					②	5,699,443																			
					③	4,000,201																			
					④	943,127																			
					⑤	361,588																			
					⑥	363,970																			
					⑦	0																			
					⑧	514,030																			
					⑨	4,046																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	16,767,269																			
6	北海道	滝上町	タキノウエチヨウ 滝上町	滝上町等	①	7,900,386	5,840,815	3.73	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	A	A
					②	8,062,444																			
					③	4,629,326																			
					④	1,172,105																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	21,764,261																			
7	北海道	興部町	オホツベチヨウ 興部町	興部町等	①	4,569,852	3,576,088	3.45	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	B	A	B	A	A
					②	4,475,441																			
					③	2,616,327																			
					④	614,619																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	57,218																			
					⑨	11,310																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	12,344,767																			
8	北海道	雄武町	オウムチヨウ 雄武町	雄武町等	①	5,647,371	4,739,236	3.32	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	A	A
					②	5,524,988																			
					③	3,917,357																			
					④	660,280																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	15,749,996																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業
(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性		2効 率性	3 事業の実施環境等													
									(1)	(2)		(1)	(2)	(3)											
									①	②	(1)	(2)	①	②	③	④	⑤								
9	北海道	新得町	シントクチャウ 新得町	新得町等	①	3,811,539	2,873,728	3.18	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	B	B
					②	3,134,683																			
					③	1,823,030																			
					④	358,876																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	9,128,128																			
10	北海道	清水町	シミズチョウ 清水町	清水町等	①	3,347,105	2,283,642	3.48	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	B	B
					②	2,752,723																			
					③	1,572,678																			
					④	266,174																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	7,938,680																			
11	北海道	大樹町	タイキチョウ 大樹町	大樹町等	①	4,874,081	3,557,625	3.15	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	B	B
					②	3,858,973																			
					③	2,047,800																			
					④	415,598																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	11,196,452																			
12	北海道	広尾町	ヒロオチョウ 広尾町	広尾町等	①	6,107,961	3,410,404	3.68	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	B	A	A	A	B	B	B
					②	3,190,524																			
					③	1,902,117																			
					④	524,905																			
					⑤	807,963																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	12,533,470																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。
なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性						2 効 率 性		3 事業の実施環境等								
									(1)		(2)	(1)	(1)	(2)	(3)										
									①	②					①	②	③	④		⑤					
13	北海道	幕別町	マクベツチョウ 幕別町	幕別町等	①	7,189,340	5,531,857	3.16	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	B	B
					②	6,201,243																			
					③	3,472,789																			
					④	621,524																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	17,484,896																			
14	北海道	池田町	イケダチョウ 池田町	池田町等	①	6,549,406	6,237,113	3.01	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	B	-	A	A	B	B	B
					②	7,225,433																			
					③	4,150,849																			
					④	786,474																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	43,707																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	18,755,869																			
15	北海道	豊頃町	トヨコロチョウ 豊頃町	豊頃町等	①	6,663,043	5,113,586	3.22	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	B	A	A	A	B	B	B
					②	5,747,280																			
					③	3,316,236																			
					④	636,790																			
					⑤	62,502																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	28,742																			
					⑨	34,708																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	16,489,301																			
16	北海道	足寄町	アソロチョウ 足寄町	足寄町等	①	7,745,824	6,890,075	2.98	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	B	A	A	A	B	B	B
					②	6,845,433																			
					③	4,350,912																			
					④	935,090																			
					⑤	614,880																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	57,560																			
					⑨	453																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	20,550,152																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業
(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性		2 効 率 性	3 事業の実施環境等													
									(1)	(2)		(1)	(2)	(3)											
									①	②			①	②	③	④	⑤								
17	北海道	陸別町	リクベツチョウ 陸別町	陸別町等	①	5,884,618	4,459,838	3.11	○	○	○	○	○	○	B	B	A	A	A	-	A	A	B	B	B
					②	4,825,744																			
					③	2,617,749																			
					④	521,276																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	13,849,387																			
18	北海道	浦幌町	ウラホロチョウ 浦幌町	浦幌町等	①	10,104,443	7,396,628	3.31	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	B	B
					②	8,725,216																			
					③	4,731,625																			
					④	920,343																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	24,481,627																			
19	青森県	むつ市	ムツシ むつ市	青森県 むつ市 青い森林振興公社 森林組合等	①	5,139,570	1,915,419	3.97	○	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	B	A	B	C	A	A
					②	386,517																			
					③	953,306																			
					④	1,126,313																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	7,605,706																			
20	岩手県	葛巻町	クスマキチョウ 葛巻町	葛巻町森林組合等	①	10,146,760	4,991,635	4.85	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	B	A	A	C	B	A
					②	5,821,191																			
					③	4,301,702																			
					④	2,423,712																			
					⑤	1,172,685																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	367,849																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	24,233,899																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。
なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性	2 効 率 性	3 事業の実施環境等														
											(1)	(2)	(1)	(2)	(3)										
															(1)	(2)	(3)	(4)		(5)					
21	岩手県	八幡平市	ハチマンタイシ 八幡平市	八幡平市等	①	9,786,864	3,032,086	6.65	○	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	B	A	B	C	B	A
					②	4,499,272																			
					③	3,679,043																			
					④	1,540,008																			
					⑤	520,635																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	149,712																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	20,175,534																			
22	栃木県	日光市	ニッコウシ 日光市	日光市 栃木県 栃木県森林整備公社 日光地区森林組合 栗山森林組合 湯西川財産区 西川財産区 森林所有者	①	6,944,690	2,897,376	3.62	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	-	A	A	B	A	A
					②	3,456,773																			
					③	78,443																			
					④	20,539																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	10,500,445																			
23	兵庫県	宍粟市	シノウシ 宍粟市	兵庫県 宍粟市 兵庫みどり公社 しろう森林組合 生産森林組合 森林所有者等	①	14,233,102	7,118,094	4.27	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A
					②	8,069,082																			
					③	0																			
					④	6,863,874																			
					⑤	1,242,105																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	30,408,164																			
24	和歌山県	田辺市	タナベシ 田辺市	わかやま森林と緑の公社 西牟婁森林組合 中辺路町森林組合 龍神村森林組合 本宮町森林組合 森林施業計画作成者	①	23,796,576	10,137,885	3.07	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	B	B	A	B	C	A	A
					②	7,154,711																			
					③	159,152																			
					④	0																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	31,110,439																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考							
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性		2 効 率性	3 事業の実施環境等														
									(1)	(2)		(1)	(2)	(3)												
														(1)	(2)	(3)	(4)	(5)								
25	岡山県	真庭市	マニワシ 真庭市	岡山県 真庭市 真庭森林組合 高梁地方森林組合 (社)おかやまの森整備公 社	① 25,885,937 ② 14,656,991 ③ 5,291,024 ④ 7,152,067 ⑤ 159,977 ⑥ 0 ⑦ 42,427 ⑧ 85,130 ⑨ 0 ⑩ 0 ⑪ 0 計 53,273,553	13,004,654	4.10	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	B	A	A	A	A	A			
26	広島県	安芸太田町	アキオオタチヨウ 安芸太田町	安芸太田町, 広島県農林振興センター, 太田川森林組合, 森林施業計画の認定を 受けた者	① 12,138,585 ② 3,941,658 ③ 1,445,588 ④ 4,512,254 ⑤ 0 ⑥ 0 ⑦ 0 ⑧ 0 ⑨ 0 ⑩ 0 ⑪ 0 計 22,038,085	2,673,048	8.24	○	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	B	A	B	B	A	A		
27	広島県	北広島町	キタヒロシマチヨウ 北広島町	北広島町, 広島県農林振興センター, 山県森林組合, 太田川森林組合, 森林施業計画の認定を 受けた者, 広島県	① 24,593,625 ② 8,146,122 ③ 3,021,042 ④ 8,682,589 ⑤ 0 ⑥ 0 ⑦ 0 ⑧ 0 ⑨ 0 ⑩ 0 ⑪ 0 計 44,443,378	6,433,983	6.91	○	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	B	A	B	B	A	A		
28	徳島県	海陽町	ウミヨウチヨウ 海陽町	林業公社、森林組合	① 11,023,580 ② 75 ③ 573,238 ④ 329,124 ⑤ 207,883 ⑥ 16,604 ⑦ 90,433 ⑧ 670 ⑨ 0 ⑩ 0 ⑪ 0 計 12,241,607	6,255,935	1.96	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、

⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。

なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名					種 類	1 有効性	2 効 率性	3 事業の実施環境等														
											(1)	(2)	(1)	(2)	(3)										
															(1)	(2)	(3)	(4)		(5)					
29	徳島県	那賀町	那賀町	町、林業公社、森林組合	①	23,206,416	14,032,843	1.89	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	
					②	156																			
					③	1,209,983																			
					④	1,381,472																			
					⑤	726,714																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	26,524,741																			
30	高知県	いの町	いの町	高知県、いの町、森林整備公社、高知中央森林組合、森林所有者、施業受託者、協定締結者	①	10,370,255	2,058,157	6.66	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	B	A	B	A	B	A	A
					②	1,796,739																			
					③	771,416																			
					④	173,377																			
					⑤	589,787																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	13,701,574																			
31	福岡県	星野村	星野村	福岡県・星野村・うきは市・八女森林組合・森林所有者	①	3,191,351	2,268,451	2.89	○	○	○	○	○	○	B	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A
					②	982,321																			
					③	666,256																			
					④	761,217																			
					⑤	718,566																			
					⑥	1,010																			
					⑦	231,323																			
					⑧	5																			
					⑨	1,880																			
					⑩	0																			
					⑪	4,433																			
					計	6,558,362																			
32	熊本県	山都町	山都町	熊本市 熊本県林業公社 緑川森林組合	①	4,743,145	2,498,656	3.60	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	B	B	A	B	B	A	A
					②	1,806,126																			
					③	1,749,192																			
					④	688,971																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
					計	8,987,434																			

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(2) 森林環境保全整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	種 類	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考					
		市町村名	地区名												1 有効性		2 効 率性	3 事業の実施環境等							
									(1)		(2)	(1)	(1)	(2)	(3)										
									①	②					①	②	③	④	⑤						
33	大分県	中津市	ナカツシ 中津市	大分県 中津市 森林整備センター 山国川流域森林組合等	①	1,813,549	2,860,950	2.70	○	○	○	○	○	○	A	A	B	A	A	A	B	B	B	B	A
					②	892,008																			
					③	0																			
					④	3,227,438																			
					⑤	1,756,877																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	8,912																			
					⑨	3,531																			
					⑩	0																			
					⑪	17,976																			
計	7,720,291																								
34	大分県	国東市	クニサキシ 国東市	大分県 国東市 森林整備センター 東国東郡森林組合等	①	2,653,831	3,744,747	2.32	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	B	B	B	B	A
					②	1,305,307																			
					③	0																			
					④	4,435,404																			
					⑤	217,212																			
					⑥	67,771																			
					⑦	5,450																			
					⑧	0																			
					⑨	842																			
					⑩	0																			
					⑪	116																			
計	8,685,933																								
35	宮崎県	延岡市	ノボオカシ 延岡市	延岡地区森林組合等	①	5,604,889	3,716,393	6.01	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	B	A	B	B	A	A
					②	2,866,365																			
					③	6,143,954																			
					④	7,724,311																			
					⑤	0																			
					⑥	0																			
					⑦	0																			
					⑧	0																			
					⑨	0																			
					⑩	0																			
					⑪	0																			
計	22,339,519																								

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。

なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成21年度 新規採択に係る事前評価実施地区一覧表

3 補助事業

(3) 森林居住環境整備事業

整理 番号	都道府 県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B		総費用 C	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考						
		市町村名	地区名		種 類	(千円)			(千円)	B/C	1	2	3	4	5	6	1 有効性		2 効 率性		3 事業の実施環境等					
																	(1)	(2)			(1)	(2)	(3)			
																			①				②	①	②	③
1	秋田県	能代市 藤里町 八峰町	ヨネシロテック よねしろ地区	秋田県	①	0	3,812,023	1.68	○	○	○	○	○	○	A	A	A	B	A	A	A	B	A	B	A	
					②	0																				
					③	0																				
					④	5,840,186																				
					⑤	231,635																				
					⑥	0																				
					⑦	329,976																				
					⑧	2,561																				
					⑨	0																				
					⑩	0																				
					⑪	0																				
					計	6,404,358																				
2	新潟県	佐渡市	サボテック 佐渡地区	新潟県	①	0	1,822,742	1.68	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
					②	0																				
					③	0																				
					④	103,320																				
					⑤	1,266,859																				
					⑥	0																				
					⑦	11,141																				
					⑧	1,620,661																				
					⑨	57,414																				
					⑩	0																				
					⑪	3,160																				
					計	3,062,555																				
3	徳島県	海陽町	カイヨウテック 海陽地区	徳島県	①	0	1,334,058	2.96	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A
					②	0																				
					③	0																				
					④	2,215,794																				
					⑤	1,732,406																				
					⑥	0																				
					⑦	691																				
					⑧	0																				
					⑨	0																				
					⑩	0																				
					⑪	0																				
					計	3,948,891																				

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類(①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。
 なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

平成 年度新規採択チェックリスト
(治山事業)

(事業名：)

(都道府県名：)

(地区名：)

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が 明確であること (必要性)	・山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の観点からみて、当該事業を実施する必要性が認められること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が 確実であること	・地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効率 性が十分見込まれ ること (効率性)	・費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件 を満たしているこ と	・事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 「自然と共生す る環境創造型事 業」であること	・自然環境・景観の保全・形成の観点からみて、当該事業が適当であること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 地域住民の生命・財産の保全・安全	山地災害からの住民の生命・財産の保全と安全確保	A	流域保全上重要な河川上流、かつ、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。		
			B	流域保全上重要な河川上流又は、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。		
			—	該当しない。		
	(2) 水源かん養の維持増進	事業実施による水源かん養の発揮	A	ダム等の取水施設上流の水資源の確保に資するための計画である。		
			B	上記A以外での水資源の確保に資するための計画である。		
			—	該当しない。		
	(3) 生活環境の保全・形成	事業実施による生活環境の保全・形成機能の発揮	A	事業の実施により生活環境保全機能及び保健文化機能を発揮する計画である。		
			B	事業の実施により生活環境保全機能、保健文化機能のいずれかの機能を発揮する計画である。		
			—	該当しない。		
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コスト縮減効果の発現が期待できる計画である。		
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。		
			B	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に対して配慮がなされている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			—	該当しない。		
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。		
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			—	該当しない。		
	(3) 森林整備の推進	効果的な森林整備の計画	A	森林整備を実施する計画である。		
			B	治山施設整備により森林整備が促進される計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			—	該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(4) 緊急性	① 人家等の保全	保全対象施設の内容	A	保全対象に市街地又は集落、主要公共施設（道路等を含む）、災害時要援護者施設等が含まれる。	
				B	保全対象に上記A以外の農地、ため池、用排水施設、漁場等が含まれる。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		② 山地災害等の防止	山地災害の発生状況及び被害状況	A	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害が発生した地区。	
				B	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害の発生のおそれがある地区。	
				C	上記A、B以外の地区である。	
				—	該当しない。	
		③ 災害発生の危険度	山地災害危険地区の危険度等	A	山地災害危険地区の危険度がA又はBになっている地区、若しくは山腹崩壊等が発生している地区である。	
				B	山地災害危険地区の危険度がCとなっている地区、若しくは山腹崩壊等の発生のおそれが極めて高い地区である。	
				C	上記A、B以外の地区である。	
				—	該当しない。	
	④ 水資源の確保	渇水、土砂等の流入及び水質の汚濁等の被害の発生状況	A	生活用水等の利用に係る水源森林で、次のいずれかの項目に該当する地区。 （ア）過去、渇水被害が発生 （イ）生活用水等への土砂等の流入、水質の汚濁等が発生		
			B	生活用水等の利用に係る水源森林で、過去に生活用水等への影響はなかったものの、土砂等の流出が発生した地区である。		
			C	上記A、B以外で水資源の確保の必要性がある地区である。		
			—	該当しない。		
	⑤ 他事業への影響	他事業との関連	A	当該事業を早急に実施しなければ他事業の進捗等に著しい影響が生じる。		
			B	当該事業を早急に実施することにより他事業の円滑な推進に資する。		
			C	上記A、B以外である。		
			—	該当しない。		
(5) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等から同意又は理解を得られている。		
			B	地域関係者等から同意又は理解を得られる見込みとなっている。		
			C	上記A、B以外である。		
	② 他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。		
			B	他事業との連携について調整中である。		
			C	上記A、B以外である。		
			—	該当しない。		
	③ 他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	地域防災計画等関連する計画に位置付けられている。		
			B	地域防災計画等関連する計画に位置付けられるよう調整中である。		
C			上記A、B以外である。			

チェックリストの判定基準

（治山事業）

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ 森林法第25条第1項から第7号までに掲げる目的を達成するために行う森林の造成又は森林の造成若しくは維持に必要な事業であって、これらの目的を有する保安林若しくは保安施設地区の指定がなされているか、又は確実なこと。 ・ 地すべりを防止するために必要な事業であって、地すべり防止区域の指定がなされているか、又は確実なこと。
2. 技術的可能性が確実であること	関係法令、治山技術基準等に適合していること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること (効率性)	費用便益比 ≥ 1.0
4. 事業の採択要件を満たしていること	民有林補助治山事業実施要領、民有林補助治山事業採択基準、細部取扱 い通知等に規定された事業内容、要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 「自然と共生する環境創 造型事業」であること	次の全てに該当すること。 ・ 山崩れ、土石流等により失われた、又は失われるおそれのある森林環境の維持・回復に資する計画となっていること。 ・ 治山施設等の整備について、地域の景観や野生動植物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法が計画されていること。

平成 年度新規採択チェックリスト
(森林環境保全整備事業)

事業名		都道府県名	
地区名	計画作成主体	計画期間	～

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	森林の有する多面的機能の発揮や安定的な林業経営等の観点から、当該事業が必要であること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等から判断して、当該事業の実施が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱、要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力から判断して事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	<input type="checkbox"/>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				－	該当しない。	
		② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
	B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。				
	C	上記A、B以外の計画である。				
	－	該当しない。				
	(2) 山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。		
			B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
C			上記A、B以外の計画である。			
－			該当しない。			
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。		
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。		
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。		
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			－	該当しない。		
			－	該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		② 作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③ 被害地等の早期復旧	森林災害の発生状況	A	直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。	
				B	過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。	
				C	事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。	
		④ 他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤ 他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
C	上記A、B以外である。					
—	該当しない。					

**チェックリストの判定基準
(森林環境保全整備事業)**

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、地域森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	$B / C \geq 1.0$ であること。
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に基づく事業内容・規模であり、採択要件に適合していること。 林道整備にあつては、別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体、森林所有者等の意欲が高いこと。 ・ 関係者の経費負担能力があること。 ・ 地区内におけるこれまでの森林整備の実績、施設の利用状況からみて、当該事業を実施することによって効果の発現が図られること。
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	次の事項に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じた施業であることや必要に応じて景観への配慮が図られること。 ・ 路網整備等にあつては、①土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、②必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設整備が図られること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の整備が図られること。

平成 年度新規採択チェックリスト
(森林居住環境整備事業)

事業名	都道府県名		
地区名	計画作成主体	計画期間	～

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	地域の自然的・社会的条件等からみて、緑豊かな居住環境（フォレスト・コミュニティ）の創出のための森林整備や森林整備の土台となる骨格的な林道、生活環境基盤の整備等を総合的に推進する必要があること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力からして事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	<input type="checkbox"/>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準	評価
大項目	中項目	小項目			
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。
				C	上記A、B以外の計画である。
				－	該当しない。
		② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。
	B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。			
	C	上記A、B以外の計画である。			
	－	該当しない。			
	(2) 山村の活性化		山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。
				B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。
C				上記A、B以外の計画である。	
－				該当しない。	
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。	
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。	
			C	上記A、B以外の計画である。	
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。	
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。	
			C	上記A、B以外の計画である。	
			－	該当しない。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		②作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③生産・流通拠点の整備	木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備	A	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。	
				B	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。	
				C	上記A、B以外である。	
		④他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
C	上記A、B以外である。					
—	該当しない。					

**チェックリストの判定基準
(森林居住環境整備事業)**

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	地域の自然的・社会的条件等からみて、緑豊かな居住環境（フォレスト・コミュニティ）の創出や森林整備の土台となる骨格的な林道、生活環境基盤、山村と都市との交流基盤の整備を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的・地利条件からみて、技術的に可能な施設整備等が計画されていること。
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に基づく事業内容・規模であり、採択要件に適合していること。 林道整備にあつては、別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体、森林所有者等の意欲が高いこと。 ・ 関係者の経費負担能力があること。 ・ 地区内におけるこれまでの林道整備の実績及びその他施設の利用状況等からみて、当該事業を実施することによって効果の発現が図られること。 ・ 森林利用施設等の整備にあつては、利用見込みが適切であること。
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	次の事項に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備にあつては、地形、地質等の自然条件に応じた施業であることや必要に応じて景観への配慮が図られること。 ・ 路網整備等にあつては、①土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、②必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設整備が図られること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の整備が図られること。

平成 年度新規採択チェックリスト
(森林環境保全整備事業 [国有林])

流域 (森林計画区)		都道府県	
森林管理署等		計画期間	～

I 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	森林の適正な維持管理や効率的な林業経営等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 管理経営の指針に適合していること	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	<input type="checkbox"/>
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の () には、主として考えられる評価の観点を示している。

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価	
大項目	中項目	小項目					
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。		
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
				—	該当しない。		
			② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A		既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。
	B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。					
		(2) 山村の活性化		山村の生活基盤の向上への寄与	A		当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。
	B				当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
	C				上記A、B以外の計画である。		
	—				該当しない。		
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性		事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。		
				B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮		自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。		
				B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
	(2) 地域材の有効利用		地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。		
				B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
				—	該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		② 作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③ 被害地等の早期復旧	森林災害の発生状況	A	直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。	
				B	過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。	
				C	事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。	
		④ 他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤ 他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
C	上記A、B以外である。					
—	該当しない。					

チェックリストの判定基準
(森林環境保全整備事業 [国有林])

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 管理経営の指針に適合していること	地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	<p>整備内容ごとに、次の事項に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備にあつては、3区分ごとの管理経営の考え方に即して、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、必要に応じて景観に配慮した望ましい施業が計画されていること。 ・ 路網整備にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。

平成 年度新規採択チェックリスト
 (森林居住環境整備事業 [国有林])

流域 (森林計画区)		都道府県	
森林管理署等		計画期間	～

I 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	集落周辺国有林等において生活環境保全機能等住民生活等と密接に関連した機能の発揮が必要な森林の整備と併せて、これらの森林整備に必要な路網の整備を推進する必要があること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 管理経営の指針に適合していること	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	<input type="checkbox"/>
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に配慮した集落周辺国有林等の森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる評価の観点を示している。

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準	評価
大項目	中項目	小項目			
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。
				C	上記A、B以外の計画である。
				－	該当しない。
		② 効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。
	B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。			
	C	上記A、B以外の計画である。			
	－	該当しない。			
	(2) 山村の活性化		山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。
				B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。
C				上記A、B以外の計画である。	
－				該当しない。	
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。	
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。	
			C	上記A、B以外の計画である。	
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。	
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 （ア）地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 （イ）地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。	
			C	上記A、B以外の計画である。	
			－	該当しない。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3) 効果的な事業の推進	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		②作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③生産・流通拠点の整備	木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備	A	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。	
				B	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。	
				C	上記A、B以外である。	
		④他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
C	上記A、B以外である。					
—	該当しない。					

チェックリストの判定基準
(森林居住環境整備事業 [国有林])

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	地域住民の生活環境の整備等を図ることができる地域であり、区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 管理経営の指針に適合していること	地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	<p>整備内容ごとに、次の事項に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備にあつては、3区分ごとの管理経営の考え方に即して、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、必要に応じて景観に配慮した望ましい施業が計画されていること。 ・ 路網整備にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。

平成 年度新規採択チェックリスト
(水源林造成事業)

(都道府県名：) (地区名：)

I 必須事項

項目	審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	独立行政法人森林総合研究所業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること。	<input type="checkbox"/>
5. 事業の実施が確実に見込めること	造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に果たす能力等があること。	<input type="checkbox"/>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	自然環境の保全・形成や景観への配慮の観点からみて、当該事業が適当であること。	<input type="checkbox"/>

注) 評価項目を満たしている場合は、□の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準	評価		
大項目	中項目	小項目					
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	① 健全な森林の育成	森林の多面的機能の発揮	A	ほぼ全ての森林において、針広混交林化等の取り組みがなされ、かつ、水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。		
				B	上記A以外の計画である。		
		② 自然的条件に適合	計画の自然条件への適合性	A	計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。		
		B		上記A以外の計画である。			
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性		効率的、効果的な計画の確保とコスト削減	A	適切な手法・工法が確保されているとともにコスト削減効果の発現が期待できる計画である。		
				B	適切な手法・工法が確保されている計画である。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮		自然環境保全機能の発揮	A	自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。		
				B	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
	(2) 効果的な事業の推進			他事業との連携の計画性	A	他事業との連携が図られた計画となっている。	
					B	他事業との連携について調整中である。	
					C	上記A、B以外である。	
					—	該当しない。	

**チェックリストの判定基準
(水源林造成事業)**

I 必須事項

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	水源かん養機能が低下している土地で造林を実施して、急速に効果を発現させる必要があること。
2. 技術的可能性が確実であること	契約予定地の自然条件、地域森林計画等に示す指針及びこれまでの事業実績等に照らし、技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること (効率性)	$B / C \geq 1.0$
4. 事業の採択要件を満たしていること	次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～3号の保安林若しくは同予定地であること。 ・ 契約予定地の林況が無立木地・散生地・粗悪林相地等であること。 ・ 権利関係が明確であって立木の担保ができること。 一団地の面積が5ha以上であること（併轄管理ができる数個の団地は一団地とみなす）。 ・ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする土地でないこと。 ・ 次のいずれかの箇所に該当すること。 (ア) 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域 (イ) ダム等の上流域等
5. 事業の実施が確実に見込めること	造林地所有者の意欲が高いこと、造林義務者の労務構成及び林業技術が事業を行う上で十分であること。
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等であることや必要に応じて景観への配慮がなされていること。